



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和4年4月第2回市長定例記者会見

- ・日時 令和4年4月11日(月)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 しぶかわ桜まつりを開催します(資料1)
- 2 MM-1フェスティバル(まんなか・まんじゅうフェスティバル)を開催します(資料2)
- 3 12~17歳の新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)を開始します(資料3)
- 4 教育・保育施設における事故防止の取り組み及び事故発生時の対応に関するガイドラインを策定しました(資料4)
- 5 教育・保育施設における医療的ケア児の支援に関するガイドラインを策定しました(資料5)
- 6 第2期渋川市地域福祉計画及び第2期渋川市地域福祉活動計画の策定方針を制定しました(資料6)
- 7 渋川市地域福祉推進委員会の市民委員を募集します(資料7)
- 8 北橋地区予約型バス(北橋メグール)の出発式を開催します(資料8)

○次回開催予定

日時：令和4年4月18日(月)午後1時~

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

| 月 日 | 時間 | 件 名 | 場 所 | 所 管 |
|----------|--------------|--|------------------------|------------------|
| 4月11日(月) | 7:15 9:00 | 春の全国交通安全運動に伴う車両広報 庁議 | 子持地区 庁議室 | 市民協働推進課 秘書室 |
| | 13:00 | 市長定例記者会見 | 記者会見室 | 秘書室 |
| | 15:30 | 春の全国交通安全運動に係る一斉街頭指導 | 市民会館前市役所通り | 市民協働推進課 |
| 4月12日(火) | 7:15 9:30 | 春の全国交通安全運動に伴う車両広報 企業版ふるさと納税に係る寄附企業への感謝状贈呈 | 小野上地区 トーン産業(株)群馬営業所 | 市民協働推進課 政策創造課 |
| | 13:30 | 市監査委員辞令交付 | 市長応接室 | 秘書室 |
| | 13:30 | 赤城地区自治会連合会総会及び第1回会議 | 赤城公民館 | 市民協働推進課 |
| | 13:30 | 北橋地区自治会連合会第1回会議 | 北橋行政センター | 市民協働推進課 |
| | 15:25 | 早稲田大学北川正恭名誉教授との意見交換会(オンライン) | 記者会見室 | 人事課 |
| | 19:00 | 令和4年度渋川市子ども会育成会連絡協議会総会 | 第二庁舎202会議室 | 生涯学習課 |
| 4月13日(水) | 7:30 | 春の全国交通安全運動に伴う車両広報 | 伊香保地区 | 市民協働推進課 |
| | 13:30 | 子持地区自治会連合会総会及び第1回会議 | 子持行政センター | 市民協働推進課 |
| 4月14日(木) | 10:00 | 上信自動車道建設促進期成同盟会による御礼の挨拶 | 国土交通省ほか | 土木管理課 |
| 4月15日(金) | 7:15 | 春の全国交通安全運動に伴う車両広報 | 渋川地区 | 市民協働推進課 |
| | 13:30 | 北橋地区予約型バス(北橋メグル)出発式 | 北橋中玄関前広場 | 交通政策課 |
| | 16:00 | ばんどうのゆグランピング施設開所式 | ばんどうのゆ | 観光課 |
| | 19:00 | 小野上地区自治会連合会定期総会 | 小野上公民館 | 市民協働推進課 |
| 4月16日(土) | 9:00 9:00 | しぶかわ桜まつり(12時から出席予定) MM-1フェスティバル | 総合公園自由広場 総合公園自由広場 | 都市政策課 商工振興課 |
| | 15:00 | 渋川まちなかうたごえサロン | 第二庁舎もみじテラス | 商工振興課 |
| 4月17日(日) | 8:30 | 八木原諏訪神社春の例大祭式典 | 八木原諏訪神社 | 文化財保護課 |
| 4月18日(月) | 9:00 | 庁議 | 庁議室 | 秘書室 |
| | 13:00 終了後 | 東日本電信電話(株)群馬支店及び東京電力パワーグリッド(株)渋川支社との災害協定等調印式 市長定例記者会見 | 記者会見室 記者会見室 | 危機管理室 秘書室 |
| | 16:30 | 群馬県未来構想フォーラム | 市民会館大ホール | 政策創造課 |
| | 19:00 | 令和4年度渋川市スポーツレクリエーション協会評議員会 | 大会議室 | スポーツ課 |

資料1

発表：建設交通部 部長 柴崎 憲一（都市政策課） 電話0279-22-2073 内線4700

しぶかわ桜まつりを開催します

約3,000本の桜を有する渋川市総合公園で、4月16日(土)に「しぶかわ桜まつり」を開催します。ステージイベントやスタンプラリーなどを実施するほか、MM-1フェスティバル（まんなか・まんじゅうフェスティバル）も同時開催します。

1 概要

約3,000本の桜を有する渋川市総合公園（渋川市渋川4230番地）を広く周知するため、桜が見頃を迎える時季に合わせて、「しぶかわ桜まつり」を開催します。

このイベントは、平成28年4月の開催を初回とし、今回で5回目の開催となります。平成29年4月からは、渋川商工会議所青年部を中心とした実行委員会を組織し、例年、大変な盛り上がりを見せています。

今回は、市内各店舗のまんじゅうを味比べできる、MM-1フェスティバル（まんなか・まんじゅうフェスティバル）も同時開催します。

2 日 時 令和4年4月16日(土) 午前9時～午後3時

3 会 場 渋川市総合公園自由広場

4 内 容

(1) しぶかわ桜まつり

ア ステージイベント

アマチュアロックバンドによる演奏が行われます。

イ スタンプラリー

スタンプを集めながら桜の名所を散策していただきます。

ウ 出店コーナー

やきそば、まんじゅうなどの出店が並びます。このほか、こどもブースやフォトコンテストなどを企画しています。

(2) 夜桜ライトアップ（主催：渋川市）

公園内のレンガ通り及び自由広場において桜にスポットライトをあてるなど夜桜を楽しんでいただけます。

①期 間 4月11日(月)から4月24日(日)まで

※期間については、桜の開花状況により変更となります

②時 間 毎日午後6時～午後9時

5 主 催 しぶかわ桜まつり実行委員会

6 共 催 渋川商工会議所青年部

7 後 援 渋川市、渋川商工会議所、(公財)渋川市まちづくり財団、
(一社)渋川伊香保温泉観光協会、渋川地区物産振興協会

8 その他

(1) 雨天決行・荒天中止です。雨天の際は、ステージなど一部内容を変更して体育館で実施します。

(2) 新型コロナウイルスの影響により、中止や内容を変更する場合があります。

(3) 感染予防対策として、手指の消毒やマスクの着用など周知します。

9 問い合わせ先 建設交通部都市政策課 (電話0279-22-2073)

課長 松田 忠義 (内線4790)

管理係長 佐藤 一憲 (内線4785)

しづかわ 桜まつり

同時開催

＼ 渋川商工会議所青年部産業祭 /

＼ まんなかまんじゅうフェスティバル /

渋川バガール & MM-1 フェスティバル

＆ ステージアクト

＼ アマチュアロックバンドライブ /

Voxx Gardens Circus

<https://voxxgardenscircus-vol2.jimdofree.com>

2022

スタンプラリー

抽選で Lite
ニンテンドースイッチ
が当たる!!

インスタ
コンテスト

トゥクトゥク乗車



=3

2022年 **4月16日** 土 9時 ~ 15時
渋川市総合公園
(自由広場)

雨天の場合はステージなど体育館で行います。
但し荒天の場合には、やむをえず中止することもあります。
YEG 公式 HP に当日の開催状況を掲載いたします。 →



3

主催

しづかわ桜まつり実行委員会

共催

渋川商工会議所青年部

協力

MM-1フェスティバル実行委員会
Voxx Gardens Circus実行委員会

後援

渋川市 渋川商工会議所
(公財) 渋川市まちづくり財団
(一社) 渋川伊香保温泉観光協会
渋川地区物産振興協会

お問合せ

渋川商工会議所青年部
南雲 寛 (090-8865-9320)

資料2

発表：産業観光部 部長 金井 裕昭（商工振興課） 電話0279-22-2596 内線4899

MM-1 フェスティバル （まんなか・まんじゅうフェスティバル）を開催します

「日本のまんなか」渋川市の「まんじゅう」をPRするため、渋川地区の「まんじゅう」を一堂に集めたイベント「MM-1 フェスティバル」を、4月16日（土）に開催します。

1 目的

「日本のまんなか」渋川市の「まんじゅう」をPRするとともに、食と観光、商業が連携し、地域の活性化を図ることを目的に、渋川地区の「まんじゅう」を一堂に集め販売します。

2 内容

- (1) 日 時 令和4年4月16日（土） 午前9時～午後3時
- (2) 場 所 渋川市総合公園 自由広場
- (3) 内 容

渋川市内にあるまんじゅう店による、温泉まんじゅう、酒まんじゅう、田舎まんじゅうなどの様々なまんじゅうが一堂に集結。訪れた方は、まんじゅうを販売しているブースを自由に見ることができ、自分の食べたいまんじゅうを購入することができます。まんじゅうは、ばら売りで箱売りの両方を行いますが、ばら売りを詰め合わせできる箱も用意しますので、オリジナルのまんじゅうセットを作ることができます。

- (4) その他 当日は、しぶかわ桜まつり、渋川バザールを同時開催します

3 主 催 MM-1 フェスティバル実行委員会

4 共 催 渋川商工会議所青年部

5 後 援 渋川市、渋川商工会議所、公益財団法人渋川市まちづくり財団、
一般社団法人渋川伊香保温泉観光協会、渋川地区物産振興協会

6 その他

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、中止や内容を変更する場合があります。（令和2年・3年は、中止）また、感染予防対策として、手指の消毒やマスクの着用などを周知します。
- (2) 身体障がい者専用の駐車場の確保や共生社会に係る資料の配布など、共生社会を推進するための取り組みを実施しながらイベントを開催します。

7 問い合わせ先 産業観光部商工振興課（電話0279-22-2596）
課長 山田量俊（内線4890）
まちなか再生・産業振興室長 山賀真奈美（内線4895）

資料3

発表：スポーツ健康部 部長 角田 義孝（健康増進課） 電話0279-25-1321 内線1150

12～17歳の新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を開始します

渋川市は、国の方針に基づき、12～17歳の新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を、医療機関での個別接種を中心に実施します。
なお、接種の予約日は、4月12日（火）午前8時30分から受け付けを開始します。

1 概要

国において、3月25日付けで、12～17歳の人にも新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）の対象とすることが決定されました。

渋川市は、国の方針に基づき、新型コロナウイルスワクチンの2回目接種日から6カ月経過した12～17歳の人を対象に、追加接種（3回目接種）を実施します。

なお、使用するワクチンの種類は、ファイザー社製のみとなります。

2 接種券の発送スケジュール

対象となる、新型コロナウイルスワクチンの2回目接種日から6カ月経過した12～17歳の人には、本日、4月11日（月）に接種券を発送します。

3 接種ができる医療機関

(1) 「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」または予約専用電話（Tel050-8882-6271）で予約する医療機関一覧

| 地区 | 医療機関名 | 所在地（渋川市） |
|-----|---------------|--------------|
| 渋川 | 石北医院 | 渋川1592 |
| | 神山内科医院 | 渋川892-23 |
| | 川島医院 | 渋川1770 |
| | 川島内科クリニック | 渋川1770 |
| | 慶生医院 | 渋川1829-21 |
| | 塚越クリニック | 渋川3902-5 |
| | 中野医院 | 渋川893-33 |
| | とまるクリニック | 金井599-1 |
| | いのうえ耳鼻咽喉科医院 | 有馬140-4 |
| | ふるまき内科医院 | 八木原1129-1 |
| | 青い鳥ファミリークリニック | 行幸田28-5 |
| | 渋川中央病院 | 石原508-1 |
| | 森医院 | 石原208-4 |
| 伊香保 | 原沢医院 | 伊香保町伊香保539-7 |

(2) 直接医療機関で予約を受ける医療機関

| 地区 | 医療機関名・電話番号など | 所在地（渋川市） |
|----|--|----------|
| 渋川 | 北毛病院 Tel24-1234 予約受付対応日：月～金 電話受付時間：午後2時～5時 | 有馬237-1 |

4 予約方法

次の(1)～(3)のいずれかの方法で、予約を受け付けます(予約開始日：4月12日(火)午前8時30分)。

※一部の医療機関(北毛病院)は、直接予約を受け付けます

(1) ぐんまワクチン接種LINE予約システム

電話用とLINE用で予約枠を分けて設定し、受け付けます。

(2) LINE予約サポート窓口

市役所本庁舎、各行政センターでLINE予約のお手伝いをします。

・受付時間：午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

・持ち物：スマートフォンまたはタブレット(持っている人のみ)、接種券

※市のタブレットを使用することもできます

【参考】窓口での対応実績(1月～3月末まで)：528件

(3) 渋川市コロナワクチン予約専用電話

・電話番号：050-8882-6271

・受付時間：午前8時30分～午後7時(土・日曜日、祝日も受け付けます)

※上記(1)～(3)の方法での予約は、予約システム調整のため、毎週、月曜日午前8時30分～火曜日午前8時30分の間、予約受付を休止します(直接予約を受ける医療機関を除く)。なお、月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日午前8時30分～水曜日午前8時30分の間に、予約受付を休止します(ただし、5月2日(月)は予約を受け付けます)

5 集団接種の実施について

接種日に2回目接種日から6カ月経過している12歳以上の人を対象に、集団接種を実施します。新たに追加接種の対象となる12～17歳の人も予約ができます。

(1) 集団接種の接種日時など

| No. | 接種日時 | 接種人数 | ワクチンの種類 |
|-----|--------------------|------|---------|
| 1 | 4月23日(土)午後1時30分～4時 | 300 | ファイザー社製 |
| 2 | 4月24日(日)午前9時～正午 | 300 | |
| 3 | 4月24日(日)午後1時30分～4時 | 300 | |

(2) 会場 市保健センター(第二庁舎・渋川市石原6-1)

※会場が狭いため、階段などで待機していただく場合があります。

また、第二庁舎駐車場が満車の場合は、本庁舎駐車場を利用してもらいます

(3) 予約方法 「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」または「渋川市コロナワクチン予約専用電話(TEL050-8882-6271・受付時間：午前8時30分～午後7時・月曜日を除く)」で予約

(4) 予約開始日 4月12日(火)午前8時30分

6 問い合わせ先

スポーツ健康部健康増進課

新型コロナウイルスワクチン接種対策室(電話0279-25-7857)

室長 一場 悦子 内線4600

対策係長 小野 篤史 内線4652

資料4

発表：福祉部 部長 山田 由里（こども課） 電話0279-22-2415 内線1200

教育・保育施設における事故防止の取り組み及び 事故発生時の対応に関するガイドラインを策定しました

渋川市は、園児が事故に巻き込まれる事案の相次ぐ発生を受け、教育・保育中の子どもの安全確保に万全を期するため、保育士の専門的知見による内容の確認及び指導を受けて、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が事故防止の取り組み及び事故発生時の対応を行うに当たっての標準的かつ統一的な指針となるガイドラインを、令和4年3月に策定しました。

1 ガイドラインの目的

渋川市は、令和元年5月に滋賀県大津市で起きた交差点で信号待ちをしていた園児の列に軽自動車が入り込んだ死傷事故や、令和3年7月に福岡県中間市で起きた送迎バス内に置き去りにされた園児の死亡事故など、園児が事故に巻き込まれる事案の相次ぐ発生を受けて、ガイドラインの策定について政策戦略会議で検討を開始しました。ガイドラインは、国（内閣府、文部科学省、厚生労働省）等が示した教育・保育中の複数の事故対策ガイドライン等を包括的に融合し、渋川市教育・保育施設が事故防止の取り組み及び事故発生時の対応を行うに当たっての標準的かつ統一的な指針として、教育・保育中の子どもの安全確保に万全を期することを目的とします。

2 専門的知見による確認及び指導

ガイドラインは、保育士・幼稚園教諭（教育・保育を実施する立場）の専門的知見による確認及び指導を受けて内容を整理し、令和4年3月に策定しました。

3 教育・保育中の事故を取り巻く現状と渋川市の課題

教育・保育中の事故を取り巻く現状では、子どもが死亡に至る大変痛ましい事案が全国的に年々増加しています。一方で、重篤な事案と連動した国等のガイドラインは、内容が複数に分散化し、渋川市教育・保育施設ごとに定めている事故対策指針は、総合的な補完による内容の更なる充実が必要な状況で、教育・保育施設において子どもたちを事故から守る対策の徹底が本市の課題となっています。

4 事故防止の取り組み

教育・保育施設における事故防止の基本的取り組みには、安全点検、危険確認、健康観察、人数確認、安全観察、安全指導、特別配慮、想定訓練、食品衛生及び体制構築を掲げ、事故が発生しやすい場面（睡眠、プール活動・水遊び、園外活動、バス送迎、食事）ごとに、事故防止の取り組みの視点及び手法を整理しました。

睡眠



事故防止の取り組みの視点

- ①窒息及び誤飲の未然防止
- ②定時（こまめ）に安全観察
- ③人とICTによるダブルチェックの検討

プール・水遊び



事故防止の取り組みの視点

- ①監視者による監視の専念
- ②監視者及びプール指導者の明確な役割分担
- ③時間に余裕をもったプール活動

園外活動



事故防止の取り組みの視点

- ①危険の把握及び情報の共有
- ②計画及び記録
- ③安全の徹底及び行動の予測

バス送迎



事故防止の取り組みの視点

- ①出発前の安全確認
- ②施設従事者の添乗
- ③園児の乗降車の確認

食事



事故防止の取り組みの視点

- ①衛生管理の徹底
- ②人的エラーの防止
- ③調理及び食べさせ方の工夫

5 事故発生時の対応

事故発生時の対応では、重大事故（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）の場合は、初動対応、再発防止対策、保護者対応、報道機関対応、国報告、事後検証の流れで行い、重大事故以外の場合は、初動対応、再発防止対策、事後検証の流れで行います。

集団食中毒の場合は、初動対応、再発防止対策などを保健所の指示に従って対応します。

6 ガイドラインの配付先（渋川市教育・保育施設 計20施設）

（1）保育所（11施設）

公立施設：第一保育所、第四保育所、第五保育所

民間施設：渋川こぼと保育園、行幸田保育園、コスモス保育園、
パンジー保育園、中村保育園、たんぼぼ保育園、ひばり保育園、
北橋保育園

（2）認定こども園（5施設）

公立施設：伊香保こども園、かに石こども園

民間施設：半田こども園、白ばら幼稚園、渋川大島幼稚園

（3）幼稚園（4施設）

公立施設：渋川幼稚園、こもち幼稚園、赤城幼稚園、北橋幼稚園

7 ガイドラインのホームページ掲載

ガイドラインのPDFデータは、渋川市ホームページの以下のアドレスに掲載しました。

https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/life_event/nyuen_nyugaku/p009561.html

8 その他

事故防止の取り組み及び事故発生時の対応に関する指針は、内閣府が定めた基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条）に従って、教育・保育施設が整備することとなっています。

県内他市及び渋川広域圏町村には、令和4年4月時点において、教育・保育施設への技術的助言となる指針（ガイドライン）を自治体が整備しているところはありません。

9 問い合わせ先 福祉部こども課（電話0279-22-2415）

課長 藤井 成行（内線1201）

保育幼稚園係長 後藤 景太（内線1244）

資料5

発表：福祉部 部長 山田 由里（こども課） 電話0279-22-2415 内線1200

教育・保育施設における医療的ケア児の支援に関する ガイドラインを策定しました

渋川市は、医療的ケア児の入所（園）に併せて、渋川市教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）に専任の看護師及び保育士を配置して、医療的ケア児に対する適切な医療的ケア及び教育・保育を行うため、医師、看護師、医療的ケア児等コーディネーター及び保育士の専門的知見による内容の確認及び指導を受けて、ガイドラインを令和4年3月に策定しました。

1 ガイドラインの目的

ガイドラインは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）に基づき、医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童）に対する教育・保育を行う体制の拡充を図り、医療的ケア児が渋川市教育・保育施設において医療的ケア児でない児童と共に教育・保育を受けられるよう、医療的ケア児及びその家族に対する適切な医療的ケアその他の支援を行うことを目的とします。

2 専門的知見による確認及び指導

ガイドラインは、医師（医療的ケアを指示する立場）、看護師（医療的ケアを実施する立場）、医療的ケア児等コーディネーター（医療的ケア児等への支援を総合調整する立場）及び保育士・幼稚園教諭（教育・保育を実施する立場）の専門的知見による確認及び指導を受けて内容を整理し、渋川地域自立支援協議会医療的ケア児支援部会との協議を経て、令和4年3月に策定しました。

3 医療的ケア児を取り巻く現状と渋川市の課題

医療的ケア児を取り巻く現状では、増加する医療的ケア児の保護者は、社会と関わり将来の自立を希望していますが、渋川市教育・保育施設では、医療的ケア児の受け入れ体制が未整備となっています。令和3年9月には、医療的ケア児に対する教育・保育の適切な支援が法制化され、渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ体制の確保が本市の課題です。

4 医療的ケア児の支援に係る基本的事項

渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の支援では、主治医が集団生活を可とした小学校就学前の医療的ケア児を対象児童とし、主治医による医療的ケア手技の指導が受けられ、医療的ケアに必要な器具の手配などの保護者の協力が得られることを実施要件とし、医療的ケアの種別（喀痰吸引、経管栄養など）に関わらず、受入施設（当面の実施施設は公立施設9施設）に配置する専任看護師が医療的ケアを行い、専任保育士（保育士及び幼稚園教諭の両資格を有する者）が教育・保育を行います。

5 医療的ケア児の入園までの流れ

医療的ケア児の入園までの流れは、窓口相談（渋川市子育て支援総合センターに配置した看護師及び保育士が対応）、入園希望施設の現地確認、関係者（医療的ケア児等コーディネーターなど）との協議を経て、施設環境の整備及び人員の配置により受け入れ体制を整えた後、保護者が利用申請を行います。

6 事故防止の取り組み及び事故発生時の対応

事故防止の取り組み及び事故発生時の対応は、令和4年3月の同時期に策定した「渋川市教育・保育施設における事故防止の取り組み及び事故発生時の対応に関するガイドライン」に基づいて行います。

7 職員研修及び連携体制

医療的ケアの実施及び教育・保育の提供では、特別支援学校の視察、専門研修の参加及び内部研修の実施により、医療的ケアの最新知識の習得や技能の向上に加えて、教育・保育の質の向上を図るほか、保護者、主治医及び医療的ケア児等コーディネーターなどが、緊密に連携し役割を明確にして行います。

8 ガイドラインの配付先

- (1) 渋川地区医師会（病院10カ所、診療所52カ所）
- (2) 渋川地域自立支援協議会医療的ケア児支援部会（主要構成員14人）
医療関係者（医師、看護師）、教育関係者（特別支援学校長）、
障害福祉関係者（障害福祉サービス事業者、医療的ケア児等コーディネーター）、
障害者団体関係者（障害者福祉協議会理事）、
行政関係者（吉岡町及び榛東村の健康福祉所管課長）
- (3) 渋川市教育・保育施設（20施設）
 - ア 保育所（11施設）
公立施設：第一保育所、第四保育所、第五保育所
民間施設：渋川こぼと保育園、行幸田保育園、コスモス保育園、
パンジー保育園、中村保育園、たんぽぽ保育園、ひばり保育園、
北橋保育園
 - イ 認定こども園（5施設）
公立施設：伊香保こども園、かに石こども園
民間施設：半田こども園、白ばら幼稚園、渋川大島幼稚園
 - ウ 幼稚園（4施設）
公立施設：渋川幼稚園、こもち幼稚園、赤城幼稚園、北橋幼稚園

9 ガイドラインのホームページ掲載

ガイドラインのPDFデータは、渋川市ホームページの以下のアドレスに掲載しました。

https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/life_event/nyuen_nyugaku/p009549.html

10 その他

県内他市及び渋川広域圏町村には、令和4年4月時点において、教育・保育施設における医療的ケア児の支援に関するガイドラインを自治体が整備しているところはありません。

11 令和4年度予算額 医療的ケア児支援事業（教育・保育施設）：451万円

12 問い合わせ先 福祉部こども課（電話0279-22-2415）
課長 藤井 成行（内線1201）
保育幼稚園係長 後藤 景太（内線1244）

資料6

発表：福祉部 部長 山田 由里（地域包括ケア課）電話番号0279-22-2250 内線1200

第2期渋川市地域福祉計画及び 第2期渋川市地域福祉活動計画の策定方針を制定しました

渋川市は、現在の「渋川市地域福祉計画」と「渋川市地域福祉活動計画」の期間が令和6年3月31日までであることから、「第2期渋川市地域福祉計画」と「第2期渋川市地域福祉活動計画」を策定するための基軸となる策定方針を制定しました。

この策定方針により、地域の医療、健康、福祉の関係者だけでなく、公募による市民を加えた渋川市地域福祉推進委員会を設置し、令和4年4月から策定作業を進めていきます。

1 計画策定の背景と趣旨

「渋川市地域福祉計画」と「渋川市地域福祉活動計画」は、平成26年度から令和5年度までを計画期間とし、地域の助け合いによる福祉である地域福祉を推進し、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本として、お互いを支え合う共生社会の実現に向け施策を推進してきました。

両計画の期間が、令和5年度をもって終了することから、本市の現状と課題を分析・整理するため、市民意識基礎調査（アンケート調査）を行い、「第2期渋川市地域福祉計画」及び「第2期渋川市地域福祉活動計画」を策定するものです。

なお、地域福祉活動計画は、渋川市社会福祉協議会が策定します。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、渋川市総合計画を上位計画として、地域福祉の充実を推進するためのものです。

本市には、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）、健康増進計画や地域防災計画、男女共同参画計画など、地域福祉計画に関連する様々な計画があります。

これらの関連個別計画との整合を図りながら、本市に暮らす全ての人を対象とした、地域における福祉活動推進のための基本計画として策定します。

また、渋川市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ策定します。

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、渋川市社会福祉協議会が地域で社会福祉に携わる様々な主体と連携し策定する、地域福祉推進を目的とした民間の活動計画です。

同協議会は、民間組織として住民の主体的な福祉活動の推進を支援します。

また、本市と同協議会は、連携して地域福祉の充実を図ります。

(2) 社会福祉協議会の性格と役割

社会福祉協議会は、市、県、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織で、地域の住民組織と公私の社会福祉関係者等により構成されます。

住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す組織として、住民の福祉活動の組織化、福祉事業の連絡調整及び企画・実施を行っています。

同協議会は、地域福祉推進の中核組織として、ボランティアの育成、行政との地域との橋渡し、地域福祉の実践者・協力者の育成など、地域に密着して福祉の推進を担う、地域福祉のけん引役を担います。

3 計画の期間

令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化に合わせ、おおむね5年を目安に中間見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 渋川市地域福祉推進委員会を設置

地域福祉計画に市民からの幅広い意見を聴取するため、外部有識者により構成。

なお、市民の生の声を反映させるため、公募による委員を2名委嘱。

(2) 渋川市地域福祉計画策定委員会を庁内に設置（庁議をもってあてる）

地域福祉計画に市民から幅広い意見を適切に反映させるため、計画内容を審議、決定。

(3) 渋川市地域福祉計画策定作業委員会を庁内に設置

地域福祉計画に市民から幅広い意見を適切に反映させるため、策定作業を実施。

(4) 地区別懇談会

市内6地区で、それぞれの地区の現状や課題について意見交換を実施。

(5) 地域福祉計画、地域福祉活動計画策定のための市民意識調査

地域を取り巻く課題やニーズ、要望などを把握し、計画の見直しの基礎資料とするため調査を実施。

(6) 市民意見公募

計画に対する市民の意見を幅広く聴取するため実施。

5 スケジュール等

(1) 令和4年度

ア 渋川市地域福祉推進委員会

①地域福祉計画策定方針、アンケート内容の協議

②スケジュールの報告

③アンケート調査集計結果の報告

イ 渋川市地域福祉計画策定委員会

①地域福祉計画策定策定方針、アンケート内容の検討

②スケジュールの報告

③アンケート調査集計結果の報告

ウ 渋川市地域福祉計画策定作業委員会

- ①地域福祉計画策定方針、アンケート内容の検討
- ②スケジュールの確認
- ③アンケート調査集計結果の確認

エ 渋川市議会

- ①6月議会 教育福祉常任委員会協議会報告（方針、スケジュール）
- ②3月議会 教育福祉常任委員会協議会報告（アンケート調査結果）

オ 地区別懇談会

市内6地区で、それぞれの地区の現状や課題について意見交換

カ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査

- ①現計画の見直しにあたり、地域のニーズや要望などを把握し、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の基礎資料とするため実施
- ②調査期間：令和4年9月中～下旬
- ③調査対象：3,000人

(2) 令和5年度

ア 渋川市地域福祉推進委員会

- ①地域福祉計画骨子（案）の協議
- ②地域福祉計画（案）の協議（中間案）、市民意見公募の確認
- ③地域福祉計画（案）の協議（最終案）、市民意見公募の結果報告

イ 渋川市地域福祉計画策定委員会

- ①地域福祉計画骨子（案）の検討
- ②地域福祉計画（案）の検討（中間案）、市民意見公募の確認
- ③地域福祉計画（案）の検討（最終案）、市民意見公募の結果確認

ウ 渋川市地域福祉計画策定作業委員会

- ①地域福祉計画（案）の報告（中間案）、市民意見公募の実施報告
- ②地域福祉計画（案）の報告、市民意見公募の実施結果報告

エ 渋川市議会

- ①地域福祉計画（案）の報告（中間報告）（12月議会 教育福祉常任委員会協議会報告）
- ②地域福祉計画報告（3月議会 教育福祉常任委員会協議会報告）

オ 地区別懇談会

市内6地区で、それぞれの地区の現状や課題について意見交換

カ 市民意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画（案）の取りまとめを行う。

- ①期間：令和5年12月中旬～令和6年1月下旬
- ②場所：地域包括ケア課、本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、各行政センター、福祉センター

6 問い合わせ先 福祉部地域包括ケア課（電話0279-22-2250）

課長 柴田 宏（内線1210）

管理係長 福島 敬（内線1226）

参考

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

資料7

発表：福祉部 部長 山田 由里（地域包括ケア課）電話番号0279-22-2250 内線1200

渋川市地域福祉推進委員会の市民委員を募集します

渋川市は、「第2期渋川市地域福祉計画」策定事業や地域福祉に関する事項に関し、市民からの幅広い意見を聴くため、渋川市地域福祉推進委員会の委員を公募により募集します。

1 概要

「渋川市地域福祉計画」の計画期間が、令和5年度をもって終了することから、「第2期渋川市地域福祉計画」の策定に当たって、市民からの幅広い意見を聴取するため、外部有識者による「渋川市地域福祉推進委員会」を設置します。この委員会に、市民の生の声を反映させるために、公募による委員2名の委嘱を予定しています。この公募による委員の募集を行うものです。

2 募集人数 2名（男女各1名）

3 任期 令和6年3月31日まで

4 主な任務

- (1) 「第2期渋川市地域福祉計画策定」に関すること
- (2) 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関すること

5 応募資格

- (1) 市内在住の18歳以上の人で、地域福祉に関心のある人（高校生を除く）
- (2) 年度間に4回程度開催される推進委員会に出席できること

6 選考方法 書類選考

7 応募方法

任意の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募の動機や地域福祉についての考えを200字程度で記入し、郵送（〒377-8501・渋川市石原80）、FAX（0279-22-2327）またはメール（fuku-s@city.shibukawa.gunma.jp）で、地域包括ケア課管理係へ提出してください。

8 応募期限 令和4年5月13日（金） 午後5時まで

9 その他

当該委員は、渋川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員を兼ねます。

10 問い合わせ先 福祉部地域包括ケア課（電話0279-22-2250）
課長 柴田 宏（内線1210）
管理係長 福島 敬（内線1226）

資料8

発表：建設交通部 部長 柴崎 憲一（交通政策課） 電話0279-22-2264 内線4700

北橋地区予約型バス（北橋メグール）の出発式を開催します

渋川市は、市内にふさわしい公共交通ネットワークの構築に向けて、デマンド型交通を検証するため、北橋地区で試行運行を行ってきました。この検証で得られた結果をもとに、令和4年4月1日から道路運送法第4条に基づく本運行を開始しています。この本運行を記念して、4月15日（金）に出発式を開催します。

1 概要

市民の移動手段となる公共交通の利便性及び効率性の向上を図るとともに、持続可能な地域公共交通ネットワーク構築を目指し、令和3年2月1日から北橋地区で試行運行を実施してきた「北橋地区予約型バス（愛称：北橋メグール）」について、本運行への移行を記念して出発式を開催します。

また、本運行移行に伴い、北橋中学校（1・2年生）に予約型バスの愛称を募り、「北橋メグール」の愛称を決定したことから、出発式において、愛称受賞者の表彰を行います。

2 日 時 令和4年4月15日（金） 午後1時30分から

3 場 所 渋川市立北橋中学校 玄関前広場（所在地：渋川市北橋町真壁46）

4 内 容

- (1) 事業説明
- (2) 愛称募集受賞者表彰式（最優秀賞：1名、優秀賞：2名）
- (3) テープカット（6名）
- (4) 記念撮影（式典参加者全員（生徒含む）による記念写真撮影）

5 出席者

- ・運行事業者
日本中央交通株式会社 代表取締役 諸井 昌代（もろい まさよ）氏
- ・予約配車システム業者
株式会社NTTドコモ群馬支店 支店長 関崎 宜史（せきざき のりひと）氏
- ・地元市議会議員（2名）
- ・地元中学校
市立北橋中学校生徒
- ・渋川市
市長、市長戦略部長、建設交通部長、交通政策課長、交通政策課職員

6 問い合わせ先 建設交通部交通政策課（電話0279-22-2264）
課長 齋藤 隆道（内線4781）
新公共交通係長 萩原 健（内線4789）